

入湯税の使途状況

入湯税は、地方税法第 701 条の規定により、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興に要する費用に充てるため、課税するものとされている。

海津市市税条例の規定により、令和元年度については、入湯客 1 人 1 日について 40 円を課税しており、決算における収入済額は 6,080 千円となっている。

【歳入】

・ 入湯税収入済額 6,080 千円

【歳出】

・ 入湯税充当事業費 324,310 千円

【入湯税充当事業】

(単位:千円)

事業名		事業費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国(県)支出金	地方債	その他	入湯税	その他
消防施設等の整備	消防庁舎管理事業	6,675	0	0	0	625	6,050
	常備消防車両等資器材管理事業	39,710	0	35,500	0	394	3,816
	非常備消防車両資器材等管理事業	9,318	0	5,900	0	320	3,098
	消防水利整備事業	16,403	0	8,400	0	750	7,253
小計		72,106	0	49,800	0	2,089	20,217
観光施設の整備	水晶の湯管理事業	15,728	0	0	0	1,473	14,255
	海津苑施設運営管理事業	2,969	0	0	0	278	2,691
	海津苑改修事業	233,507	0	209,600	0	2,240	21,667
小計		252,204	0	209,600	0	3,991	38,613
合計		324,310	0	259,400	0	6,080	58,830